

平成28年5月19日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、平成28年熊本地震による被災企業への柔軟な対応を図るための上場制度上の対応を行います。

概要は次のとおりです。

「平成28年熊本地震による被災企業への柔軟な対応を図るための上場制度上の対応について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成28年5月26日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成28年5月26日（木）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：011-251-0840

4. 意見等処理方法

平成28年5月26日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

平成28年熊本地震による被災企業への柔軟な対応を図るための上場制度上の対応について

平成28年5月19日
証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣旨

平成28年熊本地震の被災により経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場候補会社の新規上場において柔軟な対応を可能にするため、株券上場廃止基準及び株券上場審査基準について特例を制定することとします。

項 目	内 容	備 考
<p>II. 概要</p> <p>1. 株券上場廃止基準の特例</p> <p>(1) 債務超過</p> <p>(2) 業績</p> <p>2. 株券上場審査基準の特例</p> <p>監査意見</p>	<p>・上場会社が平成28年熊本地震による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。</p> <p>・上場会社が、平成28年熊本地震による特別損失の発生に起因して営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合（上場廃止に係る猶予期間に入っている上場会社については正とならなかった場合）は、その年度の業績を対象外とします。</p> <p>・上場申請会社において、平成28年熊本地震により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。</p>	<p>・債務超過に係る株券上場廃止基準の現行規定は、猶予期間は1年間。</p> <p>・業績に係る株券上場廃止基準の現行規定は、4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。</p> <p>・直前事業年度の監査意見に関する株券上場審査基準の現行規定は、直前事業年度の監査報告書に「無限定適正意見」が記載されていること。</p>

III. 実施時期（予定）

- ・パブリック・コメント手続き終了次第、速やかに施行します。
- ・項番1については、平成28年4月14日以後に終了する事業年度から適用します。

以 上